

事業者向け支援施策一覧

令和4年4月22日現在

※各施策の内容と申請期間は変更になる場合がありますので、必ず取り扱い機関等にご確認ください。
※下線部は、変更点など注意が必要な箇所となります。



新型コロナウイルス感染症関連

■事業復活支援金【中小企業庁】

申請受付：令和4年5月31日まで

新型コロナウイルスの影響で売上げが減少した事業者へ、事業規模に応じた給付金を支給

【支給対象】

新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により大きな影響を受け、自らの事業判断によらずに**対象月の売上が基準月と比べて30%以上減少**している法人・個人事業主等

※対象とならないケース（例）

- ・新型コロナウイルス感染症影響とは関係なく事業収入等が減少している場合
- ・通常事業収入を得られない時期を対象月とすることで算定上事業収入等が減少している場合・
- ・売上計上基準の変更又は顧客との取引時期の調整により事業収入等が減少している場合
- ・行政機関の要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮又は法人成り若しくは事業承継直後等の単に営業日数が少ない場合

【対象月】

※基準期間の同月と比較して売上が30%以上減少した月
2021年11月～2022年3月のいずれかの月

【基準期間】

※売上高の比較に用いた月（基準月）を含む期間で、下記のいずれかの期間
「2018年11月～2019年3月」「2019年11月～2020年3月」「2020年11月～2021年3月」

【給付額】

基準期間の売上高 - 対象月の売上高 × 5

【給付上限額】

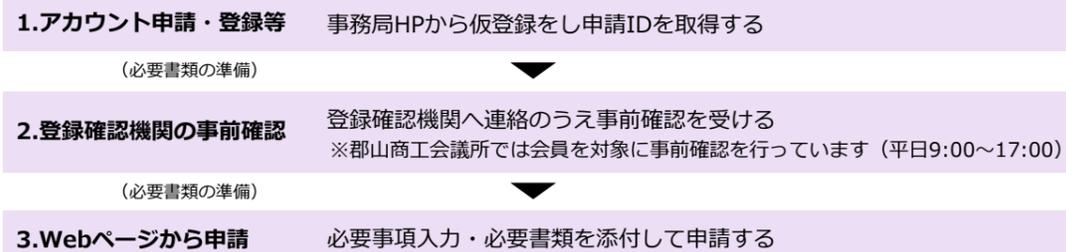
個人事業主は上限最大50万円・法人は上限最大250万円

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円超～5億円以下	年間売上高 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※法人の年間売上高：基準月（2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月）を含む事業年度の年間売上高

【申請までの流れ】

※一時支援金・月次支援金を既に受給している方は、2までの手順は不要でマイページから申請可能です



【問合せ先】事業復活支援金事務局 申請者専用相談窓口（8:30～19:00）
TEL：0120-789-140（携帯電話からもつながります）
IP電話等からのお問合せ先：03-6834-7593（通話料がかかります）

事務局HP
(登録・申請)



売上減少に対する支援金等

売上減少に対する支援金等

■売上の減少した中小事業者に対する一時金（本県版一時金第4弾）【福島県】

申請受付：令和4年5月20日まで

飲食店の時短営業や新型コロナの影響により売上が減少した中小法人・個人事業者等への一時金

対象：福島県まん延防止等重点措置等に基づく要請に伴い影響を受けた事業者

- ・飲食店の時短営業により影響を受け、売上げが減少した中小法人・個人事業者等
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化による影響を受け、売上げが減少した中小法人・個人事業者等

主要要件：①県内に本社又は本店があり、令和3年12月31日以前に営業を開始していること

- ②飲食店と直接・間接の取引がある、又は、新型コロナウイルス感染拡大や長期化による直接的な影響を受けたことにより、令和4年1月、2月又は3月のいずれかの売上高が過去3年の同月と比較して30%以上減少
- ③時短営業の対象事業者でないこと

支給金額：30万円（一律）※「まん延防止等重点措置」延長に伴い増額となりました

問合せ先：福島県一時金コールセンター TEL.024-521-8572（9:30～17:30）



■令和4年2月まん延防止等重点措置区域における時短要請協力金（延長分）【福島県】

申請受付：令和4年5月27日まで

2/21～3/6までの時短要請に協力した飲食店への協力金

主要要件：令和4年2月21日午後8時～3月6日午前5時までの期間の時短要請に協力したこと 等

支給金額：売上高方式（A方式：2.5万円～7.5万円/日・B方式：3万円～10万円/日）

売上高減少方式：前年度又は前々年度からの1日あたり売上額×0.4（上限20万円）

※ふくしま感染防止対策認定店はA方式・B方式を選択可、非認定店はB方式のみ

問合せ先：福島県協力金コールセンター TEL.024-521-8575（9:30～17:30）



■事業再構築補助金【中小企業庁】

第6回公募：令和4年5月下旬～6月上旬申請受付予定

ポストコロナ・ウィズコロナ時代に対応するための企業の思い切った事業再構築を支援

対象：以下の要件をすべて満たす企業・団体

- ①申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高がコロナ前同期と比較して10%以上減少
- ②事業計画を金融機関等と策定し、一体となって事業再構築に取り組む
- ③補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成を見込む
※申請にはGビズIDプライム登録が必要（取得に2週間程度かかります）

対象経費：建物費、設備費、システム購入費、外注費、技術導入費、研修費、販売促進費 等

補助額：中小企業 100万円～1億円 中堅企業 100万円～8,000万円

補助率：中小企業 2/3～3/4 中堅企業 1/2～2/3

問合せ：事務局 TEL. 03-4216-4080



■小規模事業者持続化補助金【中小企業庁】

第8回申請：令和4年6月3日まで

小規模事業者の販路開拓など新たな取組の経費の一部を補助

補助上限：〔通常枠〕 50万円〔賃金引上げ枠〕 200万円〔卒業枠〕 200万円〔後継者支援枠〕 200万円
〔創業枠〕 200万円〔インボイス枠〕 100万円

補助率：2/3（賃金引上げ枠のうち赤字事業者については3/4）

対象経費：機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費（オンラインを含む）、旅費、開発費、資料購入費、雑務費、借料、設備処分費、委託・外注費

問合せ：補助金事務局 03-6632-1502 中小企業相談所 TEL. 024-921-2620・2621



■ニューノーマル対応認定店支援補助金【郡山市】

申請受付：令和5年1月31日まで

消毒薬や飛沫防止用パーティション等の購入経費に対する補助

対象者：「ふくしま感染防止対策認定店」のうち、市内に事業所がある事業者 等

補助率：対象経費の2/3

補助対象期間：令和4年1月1日から令和4年12月31日に要した経費

上限額：宿泊業（収容人員300人以上）30万円（100～300人）20万円（100人未満）10万円

飲食業（収容人員100人以上）15万円（50～100人）10万円（50人未満）5万円

問合せ：郡山市観光課 TEL024-924-2621（平日8:30～17:15）



飲食店向け協力金

新たな取組みへの補助金（事業計画を作成）

感染症対策の補助金

新

■ **事業引継ぎ支援補助金【郡山市】**

支援機関の支援を受けた事業引継ぎや引継いだ事業の販路開拓等に要する経費を補助

対象：事業引継ぎ支援センター、郡山商工会議所、商工会等の支援を受けて承継した事業の販路開拓等に取り組む中小企業者
 対象経費：事業引継ぎ（事業引継ぎに係る業務のための委託料、謝礼等）
 引継いだ事業の販路開拓等（広報費、展示会出展費、店舗改装費、設備工事費等）
 ※ 交付決定後の契約等で、年度内に支払いまで完了する事業に限る
 補助率等：対象経費の1/2以内（上限30万円）
 問合せ先：郡山市中小企業等応援プロジェクト TEL. 0800-800-5363（平日8：30～17：15）



■ **BCP等策定等支援事業補助金【郡山市】** 対象期間：令和3年4月1日～令和5年3月31日

感染症や自然災害など緊急事態時の事業継続・早期復旧のための計画策定を支援

対象：市内に主たる事業所があり、市税等に滞納がない事業者（業種・規模問わず）
 ※支店・工場が独自のBCP策定等をした場合も対象
 対象経費：BCP又は事業継続力強化計画を策定又は改定しており、そのために要した費用（講師謝金、旅費、委託料、使用料及び賃借料、印刷製本費等）
 ※令和3年4月1日以降の申請分は、令和3年4月1日以降に支払った経費に限る
 補助率等：補助率4/5（1事業者当たり上限20万円）
 問合せ先：郡山市中小企業等応援プロジェクト TEL. 0800-800-5363（平日8：30～17：15）



■ **人材育成補助金【郡山市】**

公的機関等が実施する研修に参加する際の経費の一部を助成

対象事業：中小企業大学校、福島県ハイテクプラザ、福島県立テクノアカデミー郡山、商工会議所、商工会などが開催する研修
 補助金額：上限30万円 補助率等：1/2以内
 対象経費：受講料と宿泊料（寮費）※宿泊料は県外に限る（前泊分・受講テキスト対象外）
 申込方法：年間受講計画を策定、研修を申込のうえ研修開始日の10日前までに申請書類を提出
 問合せ先：郡山市産業政策課 TEL024-924-2251



■ **雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）【ハローワーク】**

特例措置対象期間：令和4年6月30日まで

従業員を休業させる事業主へ休業手当などの一部を助成

対象：以下の条件を満たす全ての業種の事業主
 1. 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している
 2. 最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している（※）
 ※比較対象とする月についても柔軟な取り扱いとする特例措置あり
 3. 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている
 特例措置：雇用保険被保険者でない労働者も対象（緊急雇用安定助成金を活用）等
 ※学生アルバイト・パート労働者（所定労働時間が週20時間未満）の休業手当も対象



■ **郡山市新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金等申請支援補助金【郡山市】**

申請期限：令和4年6月30日まで

雇用調整助成金等の申請に係る社会保険労務士等への手数料の一部を補助

対象：以下の条件を満たす全ての業種の事業主
 1. 中小企業者で、市内に事業所を有する会社又は市内に住所を有する個人
 2. 国の雇用調整助成金等（緊急雇用安定助成金含む）で、労働局長の支給決定を受けており、郡山市税等の滞納がないこと
 補助内容：社会保険労務士等へ申請書作成のために支払った手数料又は報酬金額の10/10【上限20万円】
 問合せ：郡山市雇用労政課 024-924-2261



■ **小学校休業等対応助成金【ハローワーク】**

申請期限：（R4.1/1～3/31分）令和4年5月31日必着
 （R4.4/1～6/30分）令和4年8月31日必着

子どもの新型コロナ感染や臨時休校により子供の世話が必要になった保護者の有給休暇支給分の一部助成

対象：以下の子どもの世話を保護者として行う必要がある従業員に対して有給休暇を取得させた事業者
 1. 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業などを行った小学校など（**保育所等を含む**）に通う子ども
 2. 新型コロナウイルスに感染したなど、小学校などを休む必要がある子ども
 補助内容：有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額の10/10
 【R4.1～2月：日額上限11,000円、R4.3月：日額上限9,000円】
 問合せ：小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター TEL 0120-603-999（9：00～21：00）



■ **新型コロナウイルス感染症特別貸付【日本政策金融公庫】**

対象：最近1か月間等の売上高または最近1か月を含む過去6か月の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して**5%以上減少**している方 等
 ○国民生活事業（限度額8,000万円）
 返済：設備資金20年以内、運転資金15年以内（いずれも据置5年以内）
 利率：6,000万円を限度として融資後3年目までは基準利率-0.9%（4年目以降は基準利率）
 ○中小企業事業（限度額 直接貸付6億円）
 返済：設備資金20年以内、運転資金15年以内（いずれも据置5年以内）
 利率：3億円を限度として融資後3年目までは基準利率-0.9%（4年目以降は基準利率）



■ **【新型コロナ関連】マル経融資【日本政策金融公庫／郡山商工会議所】**

対象：当所の地区内に営業所があり経営指導を6ヶ月以上受けている小規模事業者で、最近1か月間等の売上高または最近1か月を含む過去6か月の平均売上高が、前3年のいずれかの年の同期と比較して**5%以上減少**している方
 限度額：通常マル経融資と別枠で1,000万円以内
 返済：設備資金10年以内（据置4年以内）、運転資金7年以内（据置3年以内）
 利率：融資後3年間特別利率F-0.9%（4年目以降は特別利率F）



■ **新型コロナウイルス感染症特別利子補給【中小企業基盤整備機構】**

概要：売上高が急減した事業者などに対して、融資後当初3年間の利子相当額を一括助成
 対象：新型コロナウイルス感染症特別貸付・（新型コロナ関連）マル経融資 等
 要件：①小規模事業者（個人）：要件なし
 ②小規模事業者（法人）：売上高が15%以上減少
 ③中小企業者：売上高が20%以上減少
 問合せ：事務局 TEL. 0570-060515



■ **新型コロナウイルス対策特別資金（有利子型）【福島県】** 取扱期間：令和4年3月31日融資実行分まで

対象：直近1か月の売上が前年比20%以上減少かつ直後3か月間の売上予測が20%以上減少することが見込まれる。（セーフティネット保証4号）
 利率：年1.5%以内（固定） 限度額：8,000万円 融資期間：10年以内（うち据置1年以内）
 その他：利用の際には市町村の認定書が必要
 申込み：県内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）



■ **伴走支援型特別資金【福島県】** 取扱期間：令和4年1月4日から3月31日融資実行分まで

対象：下記①②いずれかの認定を受け、かつ経営行動に係る計画を作成した中小企業者
 ①セーフティネット保証4号：新型コロナウイルス感染症に係るものに限る
 ②セーフティネット保証5号：指定業種に属する事業であり、売上高等減少率が15%以上のものに限る（減少率が5～15%未満の場合は対象外）
 利率：年1.5%以内（固定） 限度額：4,000万円 融資期間：10年以内（うち据置5年以内）
 その他：利用の際には市町村の認定書が必要
 申込み：県内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）



■ **売上高等減少対策資金融資【郡山市】** 取扱期間：令和4年3月31日融資実行分まで

要件：最近1か月間の売上高又は販売数量が平成31年2月から令和2年1月の期間の同月に比して15%以上減少、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が15%以上減少することが見込まれる方 他
 限度額：1,000万円 融資期間：7年以内（うち据置1年以内）
 その他：信用保証料補助（100%・限度額50万円）・利子補給補助制度（100%）あり
 申込み：県内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）



■ **融資返済計画変更等支援補助金【郡山市】** 対象期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日

要件：借入返済等における条件変更を行った中小企業者で、認定支援機関により経営改善計画、**早期経営改善計画書**を策定し、福島県信用保証協会に信用保証料を支払った中小企業者
 対象経費：福島県経営改善支援センターに事業利用申請を行い、経営改善計画策定にかかる費用のうち認定支援機関に支払った経費及び福島県信用保証協会に支払った信用保証料
 補助額：補助対象経費全額



郡山商工会議所では無料の個別相談会を実施しています

- 事業計画作成個別相談会
- 雇用＆労務個別相談会
- グループ補助金・BCP策定個別相談会

左記テーマ別の無料個別相談会を随時開催しております。お気軽にお問合せください。

